

第118期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月29日（火）午前10時

場所

松山市南堀端町1番地
伊予銀行本店 4階ホール

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、可能な限り書面またはインターネット等により事前の議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なおお土産はご用意しておりません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年6月28日（月）

午後5時30分まで



目次

第118期定時株主総会招集ご通知…………… 1

議決権の行使についてのご案内…………… 3

株主総会
参考書類

〈会社提案（第1号議案、第2号議案及び第3号議案）〉

第1号議案 定款一部変更の件…………… 6

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を
除く。)7名選任の件…………… 7

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任
の件……………15

〈株主提案（第4号議案及び第5号議案）〉

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を
除く。)2名解任の件…………… 24

第5号議案 監査等委員である取締役1名解任
の件……………26

添付書類

事業報告……………27

計算書類……………52

連結計算書類……………55

監査報告書……………57



伊予銀行

証券コード：8385

(証券コード 8385)
2021 年 6 月 7 日

株 主 各 位

松山市南堀端町1番地
株式会社 伊予銀行
取締役頭取 三 好 賢 治

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り書面またはインターネット（スマート行使）等（3頁～5頁）により事前の議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月29日（火曜日） 午前10時（開場時刻：午前9時）
2. 場 所	松山市南堀端町1番地 伊予銀行本店 4階ホール
3. 目的事項 報告事項	1. 第118期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 2. 第118期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項	<会社提案（第1号議案、第2号議案及び第3号議案）>
	第1号議案 定款一部変更の件
	第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
	第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
	<株主提案（第4号議案及び第5号議案）>
	第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名解任の件
	第5号議案 監査等委員である取締役1名解任の件

第4号議案及び第5号議案は株主さま（1名）からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**いたしております。

以 上

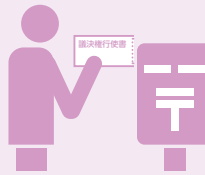
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①事業報告の当行の新株予約権等に関する事項
 - ②事業報告の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書
 - ④計算書類の個別注記表
 - ⑤連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ⑥連結計算書類の連結注記表
 したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であります。
- 事業報告、計算書類及び連結計算書類ならびに株主総会参考書類について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 事業報告の一部を、後日インターネット上の当行ウェブサイト動画配信する予定です。

当行ウェブサイト：<https://www.iyobank.co.jp/>

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。株主総会参考書類(6頁～26頁)をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

書面による 議決権行使

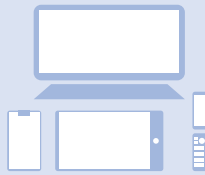


同封の議決権行使書用紙に賛否
をご表示いただき、行使期限ま
でに到着するようご返送くださ
い。

行 使 期 限

2021年6月28日
(月曜日)
午後5時30分到着分まで

インターネット等による 議決権行使

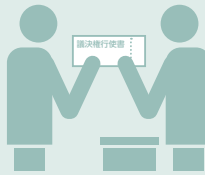


5頁【インターネット等による
議決権行使のご案内】をご高覧
のうえ、行使期限までにご行使
ください。

行 使 期 限

2021年6月28日
(月曜日)
午後5時30分まで

当日ご出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場
受付にご提出くださいますよう
お願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年6月29日
(火曜日)
午前10時

議決権行使書用紙イメージ

議 決 権 行 使 書

株式会社 伊予銀行 御中

私は、2021年6月29日開
催の第118期定時株主総会
(議決会または延会を含む)にお
ける各議案につき、右記(賛否を
○印で表示)のとおり議決権を行
使します。

2021年6月 日

各議案につき賛
否の表示をされ
ない場合は、会
社提案につい
ては賛、株主提
案については否
の表示があった
ものとして取り
扱います。

株式会社
伊予銀行

株主番号

議決権行使割数

個

議 案	第1号 議 案	第2号 議 案 (7の増額 案を除く)	第3号 議 案 (7の増額 案を含む)
株 主 提 案	○	○	○

議 案	第4号 議 案 (7の増額 案を除く)	第5号 議 案
株 主 提 案	○	○

【ご注意】

- 株主提案について
当行取締役会は反対して
おります。
- 第4号議案以下
当行取締役会の意見に賛成
の場合
「賛」
株主提案に賛成の場合
「賛」
に○印でご表示ください。

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議
決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2021年6月28日午後5時30分まで
に到着するようご返送ください。
- 第2号議案、第3号議案及び第4号議案の
賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異
なる意思を表示される場合は、「株主総会参
考書類」に記載の当該候補者の番号をご記
入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、
はっきりと○印を記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合
は、下のQRコードをスマートフォンで読み取
るか、裏面記載のウェブサイトへ議決権行使
コードをペーストによりアクセスのうえ、
2021年6月28日午後5時30分まで
にご投票ください。この場合、議決権行使
書を返送される必要はありません。

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

株式会社 伊予銀行

第2号議案、第3号
議案及び第4号議案
について、一部の候
補者に異なる意思を
表示される場合は、
当該候補者の番号を
ご記入ください。

各議案につき賛否の
表示をされない場合
は、会社提案につい
ては賛、株主提案に
ついては否の表示が
あったものとして取
り扱います。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

書面による議決権行使のご案内

行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時30分到着分まで

同封の「議決権行使書」に、各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議案の内容は株主総会参考書類（6頁～26頁）をご参照ください。

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案 (下の説明欄を参照)	第3号議案 (下の説明欄を参照)
会社提案	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否

議案	第4号議案 (下の説明欄を参照)	第5号議案
株主提案	賛	賛
株主提案	否	否



ご賛同いただける場合、株主提案には「賛」ではなく「否」になりますのでご注意ください。

当行取締役会はこちらの立場です。

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案 (下の説明欄を参照)	第3号議案 (下の説明欄を参照)
会社提案	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否

議案	第4号議案 (下の説明欄を参照)	第5号議案
株主提案	賛	賛
株主提案	否	否

第4号議案及び第5号議案は、株主さま（1名）からのご提案です。当行取締役会は、これらの議案に反対しております。詳細は、23頁～26頁をご参照ください。

- ※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
- ※ 第2号議案、第3号議案及び第4号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って 賛否をご入力ください。

！ 「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

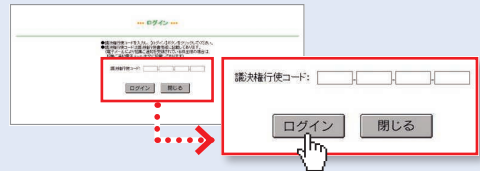
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト

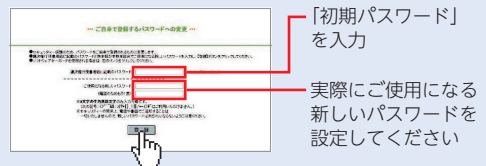
<https://www.web54.net>

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1 ログインしてください。



2 パスワードをご入力ください。



3 以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

株主提案につきましては、当行取締役会は反対しております。

ご注意事項

- 同一の株主さまが書面および電磁的方法の双方により議決権を行使された場合は、電磁的方法による行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 同一の株主さまが複数回電磁的方法により議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

お問い合わせ

- 1 インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎ 0120 (652) 031 受付時間 9:00～21:00

- 2 その他のご照会 ア. 証券会社に口座をお持ちの株主さま お取引の証券会社までお問い合わせください。
イ. 証券会社に口座のない株主さま（特別口座の株主さま）

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎ 0120 (782) 031 受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

会社提案（第1号議案、第2号議案及び第3号議案）

第1号議案、第2号議案及び第3号議案は、会社提案によるものです。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、相談役及び顧問を廃止することに伴い、現行定款第22条に定める相談役及び顧問に関する規定を削除し、以下の条数を繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(注)下線____表示した箇所が変更部分を示します。

現行定款	変更案
(相談役および顧問) 第22条 取締役会は、その決議によって 相談役、顧問を定めることができる。 第23条～第36条 (記載省略)	(削除) (以下、条数繰り上げ) 第22条～第35条 (現行どおり)

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき記載すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名					現在の当行における地位等	
1	おお 大	つか 塚	いわ 岩	お 男	男性	再任	取締役会長
2	み 三	よし 好	けん 賢	じ 治	男性	再任	取締役頭取（代表取締役）
3	たか 高	た 田	けん 健	じ 司	男性	再任	取締役副頭取（代表取締役）
4	やま 山	もと 本	けん 憲	せい 世	男性	再任	常務取締役 営業本部長
5	い 伊	とう 藤	まさ 眞	みち 道	男性	新任	常務執行役員 シッフファイナンス部長
6	なが 長	た 田		ひろし 浩	男性	新任	常務執行役員 総合企画部長兼総 合企画部関連事業室長
7	せん 仙	ば 波	ひろ 宏	ひさ 久	男性	新任	常務執行役員 東京支店長兼市場営業室長

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者



生年月日

1952年4月7日 (69歳)

取締役在任年数

14年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

所有する当行の株式数

26,270株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 当行入行
 1995年7月 人事部課長
 1998年8月 郡中支店長
 2000年7月 高知支店長
 2003年6月 大分支店長
 2006年8月 人事部長
 2007年6月 取締役 人事部長
 2008年6月 取締役 本店営業部長
 2010年6月 常務取締役 営業本部長
 2011年6月 専務取締役 (代表取締役)
 2012年6月 取締役頭取 (代表取締役)
 2020年4月 取締役会長 (代表取締役)
 2021年4月 取締役会長 (現任)

[重要な兼職の状況]

- 公益財団法人えひめ産業振興財団 理事長
- 公益社団法人松山法人会 会長
- 一般社団法人愛媛県法人会連合会 会長
- 松山商工会議所 会頭
- 愛媛県商工会議所連合会 会頭
- 四国電力株式会社 取締役監査等委員 (予定)

取締役候補者とした理由

長年にわたり当行の経営全般に携わるとともに豊富な経験を有し、銀行の業務全般を熟知しております。こうした経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 当行は、大塚岩男氏の重要な兼職先である公益財団法人えひめ産業振興財団、公益社団法人松山法人会、一般社団法人愛媛県法人会連合会、松山商工会議所、愛媛県商工会議所連合会及び四国電力株式会社との間で経常的な金融取引を行っております。
2. 当行は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。(保険料は当行が全額負担しております。) ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。大塚岩男氏が取締役役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2021年8月1日に当該保険契約を更新する予定であります。



生年月日

1959年12月18日 (61歳)

取締役在任年数

4年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

所有する当行の株式数

17,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 当行入行
 2004年 3 月 椿支店長
 2006年 8 月 広島支店副支店長
 2009年 8 月 大阪北支店長
 2012年 8 月 資金証券部長
 2014年 6 月 執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長
 2015年 6 月 常務執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長
 2016年 6 月 常務執行役員 営業本部副本部長
 2017年 6 月 常務取締役
 2019年 6 月 専務取締役 (代表取締役)
 2020年 4 月 取締役頭取 (代表取締役) (現任)

[担当]

- 秘書室
- 東京事務所
- 監査部

[重要な兼職の状況]

- 一般社団法人愛媛県銀行協会 会長

取締役候補者とした理由

営業店長、市場部門、企画部門及び営業部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務全般に精通しております。また当行頭取として経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行しており、こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 当行は、三好賢治氏の重要な兼職先である一般社団法人愛媛県銀行協会との間で経常的な金融取引を行っております。
2. 当行は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D & O保険) 契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。(保険料は当行が全額負担しております。) ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。三好賢治氏が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2021年8月1日に当該保険契約を更新する予定であります。



生年月日

1955年11月15日 (65歳)

取締役在任年数

11年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

所有する当行の株式数

25,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4 月 当行入行
 1998年 2 月 審査第 1 部課長
 2000年 7 月 大阪支店副支店長
 2003年 7 月 三島支店長
 2006年 8 月 大分支店長
 2008年 8 月 営業統括部長
 2010年 6 月 取締役 営業統括部長
 2012年 6 月 取締役 本店営業部長
 2014年 6 月 常務取締役
 2016年 6 月 常務取締役 営業本部長
 2018年 4 月 常務取締役
 2018年 6 月 専務取締役 (代表取締役)
 2020年 6 月 取締役副頭取 (代表取締役) (現任)

[担当]

- 審査部
- シップファイナンス部
- 個人ローンセンター
- 企業コンサルティング部
- 融資管理室
- 不動産調査室
- お客さまサービス向上室

取締役候補者とした理由

営業店長、営業部門及び審査部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 高田健司氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D & O 保険) 契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。(保険料は当行が全額負担しております。) ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。高田健司氏が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2021年8月1日に当該保険契約を更新する予定であります。



生年月日

1962年12月26日 (58歳)

取締役在任年数

1年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

11/11回 (100%)

所有する当行の株式数

12,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4 月 当行入行
 2005年 2 月 人事部課長
 2007年 2 月 営業統括部課長
 2011年 2 月 本町支店長
 2013年 8 月 ソリューション営業部長兼ソリューション営業部企業成長支援室長兼ソリューション営業部成長産業化支援室長
 2015年 5 月 八幡浜グループ長兼八幡浜支店長
 2015年 6 月 執行役員 八幡浜グループ長兼八幡浜支店長
 2017年 6 月 常務執行役員 営業本部副本部長兼営業戦略部長兼営業戦略部ビジネスサポートセンター長
 2018年 8 月 常務執行役員 本店営業部長
 2020年 6 月 常務取締役 営業本部長 (現任)

[担当]

- 営業本部 (営業戦略部、コンサルティング営業部、ダイレクト営業部、地域創生部)
- 国際部
- 資金証券部
- 市場営業室

取締役候補者とした理由

営業店長及び営業部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 山本憲世氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D & O保険) 契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。(保険料は当行が全額負担しております。) ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。山本憲世氏が取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2021年 8 月 1 日に当該保険契約を更新する予定であります。



生年月日

1961年12月13日 (59歳)

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当行の株式数

10,591株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 当行入行
 2006年 2 月 中萩支店長
 2008年 8 月 松前支店長
 2011年 8 月 高知支店長
 2014年 6 月 大分支店長
 2016年 8 月 広島支店長
 2017年 6 月 執行役員 広島支店長
 2019年 6 月 常務執行役員 シップファイナンス部長 (現任)

取締役候補者とした理由

営業店長及び審査部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 伊藤眞道氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D & O 保険) 契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。(保険料は当行が全額負担しております。) ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。伊藤眞道氏が取締役役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2021年8月1日に当該保険契約を更新する予定であります。



生年月日

1963年1月22日（58歳）

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当行の株式数

9,003株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 当行入行
 2007年 8 月 総合企画部課長
 2011年 2 月 東京支店副支店長
 2013年 8 月 総合企画部次長
 2015年 2 月 総合企画部副部長
 2016年 6 月 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長
 2017年 6 月 執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長
 2019年 6 月 常務執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長（現任）

取締役候補者とした理由

企画部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 長田浩氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。（保険料は当行が全額負担しております。）ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。長田浩氏が取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2021年8月1日に当該保険契約を更新する予定であります。



生年月日

1965年10月7日（55歳）

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当行の株式数

4,276株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 当行入行
 2009年 4 月 審査第2部審査役
 2011年 8 月 審査部課長
 2014年 6 月 波止浜支店長
 2016年10月 波止浜グループ長兼波止浜支店長
 2017年 8 月 審査部長
 2018年 6 月 執行役員 審査部長
 2019年 6 月 執行役員 東京支店長兼市場営業室長
 2020年 6 月 常務執行役員 東京支店長兼市場営業室長（現任）

取締役候補者とした理由

営業店長及び審査部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 仙波宏久氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。（保険料は当行が全額負担しております。）ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。仙波宏久氏が取締役役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2021年8月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役5名が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名				現在の当行における地位等		
1	たけ	うち	てつ	お	男性	新任	専務取締役
	竹	内	哲	夫			
2	さ	えき	かなめ		男性	再任	監査等委員である取締役
	佐	伯	要			社外 独立	
3	じょう	こう	けい	じ	男性	再任	監査等委員である取締役
	上	甲	啓	二		社外 独立	
4	おお	はし	ゆう	いち	男性	新任	
	大	橋	裕	一		社外 独立	
5	の	ま	より	こ	女性	新任	
	野	間	自	子		社外 独立	
		再任		再任取締役候補者		社外	
		独立		証券取引所届出独立役員		新任	
						社外取締役候補者	
						新任取締役候補者	

1

たけ
竹うち
内てつ
哲お
夫

男性

新任



生年月日

1957年7月18日（63歳）

取締役在任年数

9年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

14/14回（100%）

監査等委員会への出席状況

—

所有する当行の株式数

12,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 当行入行
 1999年8月 本店営業部課長
 2001年8月 人事部課長
 2005年7月 福岡支店長
 2008年2月 システム部部付部長
 2009年8月 システム部長
 2011年6月 取締役 システム部長
 2015年6月 常務執行役員 システム部長
 2016年6月 常務取締役 CIO
 2020年6月 専務取締役 CIO
 2021年4月 専務取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

●株式会社ダイキアクシス 取締役監査等委員

取締役候補者とした理由

営業店長、事務管理部門、システム部門及び人事部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。また9年間にわたって取締役を務め、その職責を適切に果たしておりました。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督、会計監査人と連携しての会計監査等を、業務執行から独立した立場から適切に行うことができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 当行は、竹内哲夫氏の重要な兼職先である株式会社ダイキアクシスとの間で、経常的な金融取引を行っております。
2. 竹内哲夫氏は、2015年6月に当行が監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、取締役を退任し常務執行役員に就任しておりました。
3. 竹内哲夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当行は、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
4. 当行は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。（保険料は当行が全額負担しております。）ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。竹内哲夫氏が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2021年8月1日に当該保険契約を更新する予定であります。



生年月日

1944年10月29日 (76歳)

社外取締役在任年数

6年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

11/14回 (78.5%)

監査等委員会への出席状況

13/15回 (86.6%)

所有する当行の株式数

26,769株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 4 月 帝都高速度交通営団入団
 1975年 3 月 伊予鉄道株式会社 (現株式会社伊予鉄グループ) 入社
 1995年 6 月 同社技術部長
 1997年 6 月 同社取締役 技術部長
 1998年 5 月 同社取締役 鉄道部長
 1999年 6 月 同社取締役 鉄道・自動車部長
 2001年 6 月 同社常務取締役
 2005年 6 月 同社専務取締役
 2006年 4 月 同社取締役社長 (代表取締役)
 2012年 6 月 当行監査役 (社外)
 2015年 6 月 伊予鉄道株式会社 (現株式会社伊予鉄グループ) 取締役会長 (代表取締役)
 2015年 6 月 当行取締役監査等委員 (社外) (現任)
 2020年 6 月 株式会社伊予鉄グループ取締役相談役 (現任)

[重要な兼職の状況]

- 株式会社伊予鉄グループ 取締役相談役
- 松山総合開発株式会社 代表取締役会長
- 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

1. 株式会社伊予鉄グループの経営に長年携わり、愛媛県商工会議所連合会頭をはじめとする地域団体の要職を歴任するなど、企業経営及び組織運営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当行取締役会等においても、積極にご提言いただくことで建設的な議論及び実効性の向上に寄与していただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていただいております。
2. 上記の理由から、今後も特に経営戦略、リスク管理及びガバナンス強化の観点からの適切な監督や有益な助言等によって、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 当行は、佐伯要氏の重要な兼職先である株式会社伊予鉄グループ、松山総合開発株式会社及び松山観光ゴルフ株式会社との間で、経常的な金融取引を行っております。また、当行グループは、松山総合開発株式会社及び松山観光ゴルフ株式会社との間に施設利用等の取引関係がありますが、取引額は当行の経常利益及び各法人の売上高の1%未満であります。いずれも、当行の社外取締役の独立性基準 (22頁) を満たしております。
2. 当行は、佐伯要氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当行は、同氏との責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当行は、佐伯要氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当行は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。(保険料は当行が全額負担しております。) ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。佐伯要氏が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2021年8月1日に当該保険契約を更新する予定であります。



生年月日

1950年2月3日(71歳)

社外取締役在任年数

2年(本総会終結時)

取締役会への出席状況

14/14回(100%)

監査等委員会への出席状況

15/15回(100%)

所有する当行の株式数

600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年4月 愛媛県庁入庁
 2006年4月 愛媛県経済労働部長
 2008年4月 愛媛県農林水産部長
 2010年4月 愛媛県参与
 2010年12月 愛媛県知事補佐官
 2012年4月 愛媛県副知事
 2014年8月 愛媛県特別参与
 2015年6月 愛媛県特別参与退任
 2015年6月 愛媛県信用保証協会会長
 2019年3月 同協会会長退任
 2019年6月 当行取締役監査等委員(社外)(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

1. 愛媛県副知事をはじめとする行政分野における要職を歴任するなど、組織運営及び地方行政に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当行取締役会等においても、積極的にご提言いただくことで建設的な議論及び実効性の向上に寄与していただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていただいております。
2. 社外役員への就任以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、今後も特にガバナンスの強化及び地域振興の観点からの適切な監督や有益な助言等によって、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 上甲啓二氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。なお、当行グループは同氏の出身元である愛媛県との間で、指定金融機関としての取引及び経常的な金融取引がありますが、取引の性質及び出身元の性格に照らして、同氏の独立性に影響はなく、同氏は当行の社外取締役の独立性基準(22頁)を満たしております。
2. 当行は、上甲啓二氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当行は、同氏との責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当行は、上甲啓二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当行は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。(保険料は当行が全額負担しております。)ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。上甲啓二氏が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2021年8月1日に当該保険契約を更新する予定であります。



生年月日

1950年4月9日（71歳）

社外取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当行の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年7月 愛媛大学医学部教授
 2003年3月 愛媛大学医学部付属病院長
 2006年3月 愛媛大学理事
 2009年4月 愛媛大学理事・副学長
 2015年4月 愛媛大学学長
 2021年3月 愛媛大学学長退任
 2021年4月 社会医療法人仁友会
 南松山病院アイセンター長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

●社会医療法人仁友会 南松山病院アイセンター長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

1. 愛媛大学学長や同大学医学部付属病院長をはじめとする要職を歴任するなど、組織運営及び産学連携に関する豊富な経験と高い見識並びに教育分野における高度な専門性を有しております。
2. 企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、特にガバナンスの強化、産学連携及び人材育成の観点からの適切な監督や有益な助言等によって、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 当行は、大橋裕一氏の重要な兼職先である社会医療法人仁友会との間で、経常的な金融取引を行っております。また、当行グループは、同氏の出身元である愛媛大学との間で、経常的な金融取引及び同大学に対する寄付を行っておりますが、取引額は当行の経常利益の1%未満、寄付金額は同大学の総収入の2%未満であります。いずれも、当行の社外取締役の独立性基準（22頁）を満たしております。
2. 大橋裕一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行は、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
3. 当行は、大橋裕一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当行は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。（保険料は当行が全額負担しております。）ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。大橋裕一氏が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2021年8月1日に当該保険契約を更新する予定であります。



生年月日

1959年5月27日（61歳）

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当行の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 弁護士登録
 1986年 4月 早川総合法律事務所入所（現東京平河法律事務所・コスモ法律事務所）
 1992年 11月 さくら共同法律事務所入所
 1995年 1月 大島総合法律事務所入所
 1999年 2月 三宅坂総合法律事務所パートナー（現任）
 2002年 6月 日本オラクル株式会社監査役
 2008年 6月 日本オラクル株式会社監査役退任
 2017年 4月 日本知的財産仲裁センター長
 2018年 3月 日本知的財産仲裁センター長退任

[重要な兼職の状況]

●三宅坂総合法律事務所 パートナー

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

1. 弁護士としての豊富な経験と高い見識及び企業法務における高度な専門性を有するとともに、これまで複数の社外監査役を経験しております。
2. 社外役員への就任以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、特に法令遵守及びダイバーシティ推進の観点からの適切な監督や有益な助言等によって、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 野間自子氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。同氏は、当行の社外取締役の独立性基準（22頁）を満たしております。
2. 野間自子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行は、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
3. 当行は、野間自子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当行は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。（保険料は当行が全額負担しております。）ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。野間自子氏が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2021年8月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考)

選任後の監査等委員会の構成（予定）

氏 名				現在の当行における地位等及び重要な兼職の状況	
たけ	うち	てつ	お	男性	専務取締役 株式会社ダイキアクシス 取締役監査等委員
竹	内	哲	夫		
さ	えき	かなめ		男性	社 外 監査等委員である取締役 株式会社伊予鉄グループ 取締役相談役 松山総合開発株式会社 代表取締役会長 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長
佐	伯	要			
み	よし	じゅん	こ	女性	社 外 監査等委員である取締役 アビリティセンター株式会社 会長
三	好	潤	子		
じょう	こう	けい	じ	男性	社 外 監査等委員である取締役
上	甲	啓	二		
おお	はし	ゆう	いち	男性	社 外 社会医療法人仁友会 南松山病院アイセンター長
大	橋	裕	一		
の	ま	より	こ	女性	社 外 三宅坂総合法律事務所 パートナー
野	間	自	子		

社 外 社外取締役 独 立 証券取引所届出独立役員

※監査等委員である取締役の任期は2年であり、三好潤子氏は2020年6月開催の第117期定時株主総会において選任され就任しております。

(ご参考) 当行社外取締役の独立性基準

取締役会は、以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断する。なお、形式的に以下の事項に該当する場合でも、独立役員に適すると考える理由を対外的に説明することを条件に、当該社外取締役に独立性があると判断する。

1. 当行または当行のグループ会社（親会社、子会社及び関連会社、以下同じ。）の業務執行者（会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人、その他法人並びに団体の業務を執行する役員、理事、使用人及びこれらに類する者として業務を執行する者、以下同じ。）である者及びその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2. 当行を主要な取引先（以下の（1）または（2）に該当）とする者またはその業務執行者
 - （1）当行からの借入が最も多く、かつ、債務者区分が要管理先以下であるなど資金調達に関して当行に代替性がない程度に依存していること
 - （2）借入以外の通常の商取引については、当行との取引額が当該取引先の売上高（複数の会社等の業務執行者である場合には各会社の売上高）の2%超であること
3. 当行の主要な取引先（当行の経常収益の2%超の取引）またはその業務執行者
4. 当行から、役員報酬以外に一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい方の金額）を超える報酬を得ている者（弁護士、公認会計士もしくは税理士その他のコンサルタント）、または当該団体に所属する者
5. 当行から、一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい方の金額）を超える寄付金を得ている団体の業務執行者
6. その就任の前5年以内において上記2から5に掲げる者に該当していた者
7. 下記に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族及び生計を一にする者
 - （1）当行または当行のグループ会社の重要な業務執行者（業務執行取締役、執行役員、部長及びこれらに類する重要な業務を執行する者、以下同じ。）
 - （2）上記2から5に掲げる者のうち重要な業務執行者にあたる者

株主提案（第4号議案及び第5号議案）

第4号議案及び第5号議案は、株主提案によるものであります。なお、提案株主さま(1名)の議決権の数は、320個であります。

各議案の「提案理由」は、形式的な修正を除き、文章表現及び事実認識を含め、提案株主さまから提出されたものを原文のまま記載しております。

■ 株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

今回、株主さま(1名)からご提案をいただいております、上記を踏まえた検討の結果、ご提案全てを掲載しております。

1. 提案内容

（候補者番号1）代表取締役頭取 三好賢治氏を解任する。

（候補者番号2）常務取締役 山本憲世氏を解任する。

2. 提案理由

（1）代表取締役頭取 三好賢治氏 解任理由

- ① 2014年11月に発覚した不祥事に対し前頭取大塚岩男氏は取引先及び県民に謝罪した。しかし、不祥事は終わらず2020年10月10日前大洲支店長の不祥事が発覚した。伊予銀にガバナンスは働いていない件。
- ② 伊予証券を16年11月に四国アライアンスと命名した。しかし阿波銀行は野村證券との包括提携で抜けた。4行の体制効果は出ず戦略企画過ちの件
- ③ ROAは過去5年間で最低である。また経営改善の効果が見えてこない責任の件。
- ④ 高知市の法人Aに対する巨額融資について、株主は何度も警告を発した。しかし、法人Aは4年連続の債務超過に陥っている。株主の忠告に耳を貸さず決算書の改善対策放置と貸付金に対する責任希薄の件。
- ⑤ 内部留保しても配当金の増額なし。株価の低価格に対する責任の件。

（2）常務取締役 山本憲世氏 解任理由

- ① 企業経営は社会と従業員、株主とのバランスである。阿波銀行は定年延長を決めた。伊予銀行は副業を奨励するより従業員の生活を守り定年延長をすべきだ。それにより金に絡んだ不祥事発生も起こらず、企業飛躍に結びつく。社会、従業員、株主等に対するバランスを欠いた経営責任の件。
- ② 融資先である高知市の法人AはH24年度からH28年度まで収益無し。H29年度は単年度黒字。
財産目録はH28年からH29度の単年度黒字を含めH31年度まで4年連続の債務超過である。銀行業務に精通したプロの役員が決算書の内容に対し、株主の忠告にも拘わらず何ら効果的な対策を講じない件

- ③ 地銀の実力は収益力。収益力は地銀の稼ぐ力だ。ROE・ROA・従業員1人当たりコア業務純益・修正OHR・対預金経費率・信用コスト率である。山口銀行はOHR（経費率）が47.97%と低い。伊予銀行の経費率引き下げ努力が足りない件。

第4号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

代表取締役頭取 三好賢治、常務取締役 山本憲世の両氏は、取締役就任以来、豊富な業務経験や見識を活かし、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督などの点において、当行グループの中長期的な企業価値の向上に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

1. 提案内容

取締役監査等委員である市川武志氏を解任する。

2. 提案理由

取締役監査等委員である市川武志氏 解任理由

- ① 専門的コンプラ対策も含めた業務監査が役目である。度重なる不祥事に対して株主は看過出来ない。専門的指導が十分でない件。
- ② 労働問題と行員の士気に繋がる定年延長を阿波銀行は65歳と決定した。世の中、簡単に食える副業は存在しない。

伊予銀含め地銀問題はあらゆる構造改革を求められているのが今日の現状である。

伊予銀は四国のトップ銀行として、未だに胡坐をかいている。構造改革は進んでいない。また危機感が全くなく、あらゆる改革に後れを取っている。株価の低価格・低配当・不祥事発生は監査未熟の責任である。

- ③ 2021年3月1日改正会社法施行により役員報酬の決め方が透明になった。株主は役員報酬もこれから厳しく費用対効果を吟味する。また日本生命が40行超に株売却を伝達した朗報である。伊予銀の大株主でもある。アクティビストの出現により経営陣のチェックを厳しく願う件。

第5号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

取締役監査等委員 市川武志氏は、取締役監査等委員就任以来、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性の確保及び経営の監査・監督の見地から適切な提言を行っており、十分にその職責を果たしております。

以上

添付書類

第118期（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<当行の主要な事業内容>

当行は、本店のほか支店等において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務及び信託業務等を行い、地域に密着した営業活動を展開しております。また、ビジネスマッチング・創業支援・事業承継・M&A等を中心とするコンサルティング業務にも積極的に取り組んでおります。

<金融経済環境>

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費の縮小、生産活動の停滞、企業収益の減少及び雇用環境の悪化など総じて厳しい状況となりました。足もとでは、感染再拡大による景気への下押し圧力が強まっており、持ち直しの動きが足踏みしております。先行きにつきましては、不確実性が高いものの、感染症の影響が徐々に和らいでいくもとで、外需の回復や政府の経済対策の効果にも支えられ、緩やかながらも改善基調を辿ると予想されます。

愛媛県経済においても全国同様、足もとでは感染再拡大による足踏み感が一部に残るものの、全体としては緩やかな回復が期待されます。

<事業の経過及び成果>

このような情勢のもと、当行は、「2018年度中期経営計画」において掲げました「Digital-Human-Digital Bank」を目指す姿として、デジタル技術を徹底的に駆使し、お客さまの利便性・生産性の向上に努めるとともに、「人」にしかできない価値提供能力を磨き上げることで、業容の拡大と収益力の強化に努めてまいりました。

【地域活性化への取組み】

「地域とともに持続的に発展する」という思いから、地域活性化に関する様々な施策を展開し、お客さまの豊かさの実現や事業の発展に向けたお手伝いに取り組んでまいりました。

「四国アライアンス」の枠組みを活用した取組みにつきましては、昨年4月に、四国の豊富な一次産品や観光資源を国内外に発信していくため、4行共同出資による銀行業高度化等会社として、地域商社「Shikokuブランド株式会社」を設立いたしました。同社では、地域のお客さまが抱える課題に対し、ブランディングと販路開拓をワンストップで提供することで新たな付加価値を創出するとともに、経済の好循環を目指す「四国創生」を実行してまいります。

まちづくりや観光振興の取組みにつきましては、昨年7月に、「大洲まちづくりファンド有限責任事業組合」の第一号案件として、大洲市の地域DMOである「一般社団法人キタ・マネジメント」の出資により設立された法人に投資いたしました。投資による事業のサポートを通じて、大洲城の城下町に点在する歴史的邸宅や町屋、古民家を改修した分散型ホテル「NIPPONIA HOTEL 大洲城下町」がオープンする等、地域活性化への取組みを推進しております。

新型コロナウイルス感染症の影響による支援に向けた取組みにつきましては、感染防止策を講じつつ、地域の金融インフラとしてお客さまの資金繰り支援及び経営課題の解決に向けて万全の態勢で取り組んでおります。

お客さまの資金繰り支援につきましては、事業所全先調査により感染症の影響を確認し、適切・迅速な無利子融資等のご案内を実施するとともに、昨年4月より、資金繰り状況に応じて元金返済据置を含む柔軟な対応を可能とする「いよぎんビジネスサポートローン」『ジャスト』の取扱いを開始し、お客さまの資金繰り安定化及び返済負担の軽減に向けて積極的に取り組んでおります。

さらに、資金繰り支援のみならず経営課題に幅広く対応するため、昨年4月には、「新型コロナウイルス対策支援チーム」を設置し、営業店と本部が一体となって経営のサポートに取り組んでおりますほか、7月には、感染症の影響で変化する環境に立ち向かう事業者さまのお役に立つため、「食品」「お酒」「観光・体験」「工芸品」等のジャンルに分けて商品・サービスを紹介する地元商品応援サイト「地元愛～地域の明日応援サイト～」を開設し、「食べて応援、使って応援」の輪を地域に広げております。

【店舗・ＡＴＭ】

店舗につきましては、引き続き、国内13都府県に地方銀行中第1位の広域店舗ネットワークを展開する一方、足もとの人口及び来店客数減少を踏まえまして、地域のお客さまとの接点を維持しつつ店舗の配置見直しを進めてまいりました。昨年7月に「飯岡支店」「船木支店」、9月に「原町支店」「岡田支店」「宮西出張所」、本年1月に「大洲本町支店」、3月には「中之庄支店」「矢野町支店」の合計8店舗を近隣店舗内へ移転する等、地域特性に応じたメリハリのある店舗運営に取り組んでおります。

また、お客さまの課題に耳を傾け、より付加価値の高いコンサルティングサービスを提供するために、店舗について、従来の「事務中心の場」から「お客さまの課題を解決する場」への転換を目指しており、そのパイロット店として、昨年4月に、「余戸支店」を新築オープンするとともに、9月には、「八幡浜支店」を改装オープンいたしました。両店舗に加え「松山北支店」では、相談業務受付時間を平日17時まで延長し、資産運用やお借入れ等、お客さまの課題解決に繋がる「人にしかできない価値提供」を可能とする環境整備に取り組んでおります。

さらに、印鑑・記入レス店頭受付タブレット「AGENTシステム」を全店舗に設置するとともに、現金取引や税金納付等がセルフで行える「さっと窓口」を76店舗（2020年度末現在）まで拡大し、事務手続きの簡素化や待ち時間の短縮を図り、お客さまの利便性向上に取り組んでまいりました。加えて、昨年4月には、お客さまからのお預り物件の授受が電子サインで完結する「預り物件管理システム『CUBE』」を導入し、お客さまと当行双方の事務手続きを簡素化させるとともに、7月より、「AGENTタブレット」を渉外活動に持ち出すことで、取引機会の拡充に努めてまいりました。

店外キャッシュコーナーにつきましては、愛媛県内では最多の180か所に設置（2020年度末現在、コンビニＡＴＭを除く）しておりますほか、四国の地方銀行（阿波銀行、百十四銀行、四国銀行）、広島銀行、山陰合同銀行、愛媛県信用農業協同組合連合会及び愛媛県内の農業協同組合と提携して「他行ＡＴＭ利用手数料」を無料としております。

【商品・サービス等】

預金商品につきましては、昨年4月に、高齢化により成年後見制度の需要が高まっている中で、後見人との財産保護・管理にかかる

トラブルを防止し、お客さまの大切な資産を守るため「いよぎん後見制度支援預金」の取扱いを開始いたしました。

融資商品につきましては、昨年9月より、「水害対策融資」にIoT技術を活用して浸水を検知・通知できるサービスを追加し、お客さまの敷地内に設置したIoTセンサが浸水を検知した場合に、予め定めた割合で借入元本を免除する資金調達スキームを全国の金融機関で初めて組成する等、お客さまのBCPや自然災害リスク対策のサポートに取り組んでおります。

コンサルティングサービスにつきましては、地域の事業者さまにおいて重要な経営課題である「人材確保」に対するソリューションを提供するため、昨年4月より、人材紹介業務を開始し、求人ニーズ等をヒアリングしたうえで、提携している人材紹介会社と協業して、ニーズに応じた適切な人材を紹介しております。また、12月には、お客さま自身のSDGsへの取組みを客観的に把握することを可能とする「いよぎんSDGs診断サービス」の取扱いを開始し、企業イメージ向上や新たな事業機会の創出に繋げる取組みを支援しております。今後も、コンサルティングサービスの拡充を図ることで、非金融分野においてもお客さまの事業の成長・発展をサポートしてまいります。

デジタル技術を活用した取組みにつきましては、Fintech企業と当行システムをつなぐAPI連携を順次拡充し、資産形成、資産管理及び会計効率化等をサポートする様々なサービスを提供するとともに、昨年11月には、スマートフォンアプリ「MONEY MANAGER」をリニューアルし、振替機能の追加や画面デザインを刷新する等、さらに便利に銀行取引を行うことを可能としております。また、5月には、毎月の予測不足額を自動で計算し、不足が生じるタイミングで通知するスマートフォンカードローンアプリ「SAFETY」の取扱いを開始し、スマートフォンからワンタップで24時間借入可能としております。さらに、12月には、スマートフォンで住宅ローンの申込みができる「HOME」につきまして、住宅関連業者さまと当行が連携することで、住宅ローンの手続きにかかるお客さまの負担を軽減することを目的とした「HOME House Builder」を導入いたしました。本サービスは、住宅ローンの手続きに必要な大量の書類を、住宅関連業者さまがお客さまの代わりに専用Webサイトから非対面で提出いただくことを可能としております。引き続き、より簡単・便利に利用いただけるよう、デジタル技術を積極的に活用していくとともに、付加価値の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

【SDGsへの取組み】

国際連合で採択された国際社会全体の目標であるSDGsへの取組みにつきましては、2019年7月に、地域の社会・環境課題の克服に取り組むため、「いよぎんSDGs宣言」を制定し、従来の社会貢献活動に加え、本業を通じてSDGsへの取組みを推進しております。

『地域経済・社会』への取組みにつきましては、創業支援及び事業承継支援を両輪として、地域経済の活性化に取り組んでおります。創業支援の一環であるクラウドファンディング事業では、2018年9月の取扱開始以降、累計50件程度のプロジェクトを組成し、地域における新たな挑戦を積極的に応援するとともに、事業承継支援につきましては、これまでに3,900先を超えるお取引先の支援を実施しており、今後も多様化していく承継・相続ニーズに対応してまいります。また、「公益財団法人伊予銀行社会福祉基金」では、社会福祉の充実と次代を担う人材育成のお手伝いとして、福祉機器の贈呈や奨学金給付に継続して取り組んでおります。

『金融・情報サービス』を通じた持続可能な地域社会の実現に向けた取組みにつきましては、コロナ禍を契機に急速なデジタルシフトが進行しつつある現状を踏まえまして、デジタル化を通じたお取引先・当行双方の生産性向上及び業務効率化を図るため、グループウェアやクラウドツールの導入等、ICTコンサルティングに注力しております。引き続き、お取引先への導入支援と並行し、オンラインセミナー等の開催により、地域におけるICT活用の啓蒙に努めてまいります。

『強固な経営基盤』の構築に向けた取組みにつきましては、当行は「監査等委員会設置会社」として、社外取締役が取締役の3分の1以上を占めているほか、「経営審議委員会」や「アドバイザリー・ボード」を設置する等、経営の透明性・客観性を確保した体制を構築しております。昨年7月には、「TSUBASAアライアンス」の連携施策として、各行に共通する業務や機能の集約を目的に「TSUBASAアライアンス株式会社」を設立し、その業務・機能集約の第一弾として、10月にAMLセンターを開設いたしました。同センターでは、各行の知見やノウハウを結集することで、国際的な要請を踏まえたマネー・ローンダリングへの態勢高度化に共同で取り組んでおります。

『ダイバーシティ・働き方改革』に向けた取組みにつきましては、多様な人財が活躍する社会の実現に向けて、昨年4月に、行外で磨いた知識・スキル・人脈等を持つ多様で優秀な人財の確保を目的に、

副業制度を導入いたしました。さらに、アジア開発銀行が発行するジェンダー・ボンドへの投資を通じて、女性活躍推進プロジェクトの活動を資金面からサポートしておりますほか、12月には、女性の活躍推進に関する取組み状況が優良な企業に与えられる「えるぼし」認定におきまして、3つ星を取得いたしました。

『環境保全』への取組みにつきましては、太陽光発電やバイオマス発電等の再生可能エネルギーを中心とした環境保全に資するファイナンスや森林づくり等、事業活動と社会貢献活動の両面から環境負荷軽減に向けた取組みを進めております。本年2月には、気候変動がお客さまや当行に及ぼすリスクを想定しながら、脱炭素社会の実現に貢献していくため、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言に賛同いたしました。今後、情報開示の充実に努めてまいります。

【株主さまご優待制度】

株主さまの日頃のご支援にお応えするとともに、当行株式への投資魅力を高め、より多くの方に当行株式を保有していただくことを目的として、株主さまご優待制度を導入いたしております。

本制度は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された100株以上1,000株未満の株主さまには「優待品（今治タオル）」を、1,000株以上の株主さまには「株主さまご優待定期預金」、「愛媛県特産品又はT S U B A S Aアライアンス共同企画特産品」及び「日本赤十字社への寄付」のうち、いずれか1つをご選択いただくものとなっております。

【IR活動・格付等】

経営の透明性確保に向けた取組みにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、アナリスト・機関投資家向け「決算説明会」の開催は見送りましたが、決算説明資料の開示を通じて、積極的なディスクロージャーに努めてまいりました。

また、株主さま、お取引先及び投資家の皆さまに、外部格付機関による客観的な当行の信用力をご理解いただくため、株式会社日本格付研究所（J C R）から「A A」、株式会社格付投資情報センター（R & I）から「A +」、海外の格付会社であるスタンダード・プアーズ（S & P）から「A -」の格付を取得し、高い評価を受けております。

【コンプライアンス（法令等遵守）・リスク管理】

コンプライアンス（法令等遵守）に関する取組みにつきましては、昨年6月より、企業にパワーハラスメントの防止が義務付けられたことから、より明確に各種ハラスメントの根絶に取り組んでいく姿勢を行内に明示するために、「ハラスメント防止規程」を制定し、法令等遵守態勢の強化を図っております。

リスク管理につきましては、経営管理の枠組みとしてリスクアペタイト・フレームワークの高度化に取り組んでおり、定期的な議論、モニタリング等を通じて、バランスの取れた持続的成長と健全性の確保に努めております。また、新型コロナウイルス等の感染症蔓延、南海トラフ巨大地震や豪雨災害等の自然災害及びサイバー攻撃等に対して適切に対処するために継続的な業務継続態勢の見直しを実施しております。

以上のような取組みのなかで、株主の皆さまならびにお取引先の皆さまから力強いご支援を賜りますとともに、伊予銀行グループの総力を結集して業務に精励いたしました結果、次のような業績を収めることができました。

【業績面】

預 金 等

譲渡性預金を含めた預金等の期末残高は、前年度末比7,682億円増加して6兆5,226億円となりました。

貸 出 金

貸出金の期末残高は、前年度末比2,426億円増加して4兆9,993億円となりました。

有価証券

有価証券の期末残高は、前年度末比1,829億円増加して1兆8,905億円となりました。

総 資 産

総資産の期末残高は、前年度末比7,418億円増加して8兆5,067億円となりました。

損益状況

経常収益は、資金運用収益が減少したことなどから、前年度比19億70百万円減少して1,044億28百万円となりました。また、経常費

用は、海外金利の低下により資金調達費用が減少したものの、貸倒引当金繰入額の増加等によりその他経常費用が増加したことなどから、前年度比8億35百万円増加して806億51百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比28億5百万円減少して237億76百万円となりました。また、当期純利益は、前年度比18億23百万円減少して166億79百万円となりました。

なお、バーゼルⅢ基準（国際統一基準）による連結総自己資本比率は14.65%となりました。

＜当行の対処すべき課題＞

人口減少と高齢化、経済の成熟化に伴う社会・経済の構造変化に加えデジタル化という不可逆的な変化の中にあり、さらには、新型コロナウイルス感染症によるパンデミック、規制緩和やE S G／S D G s 等への対応も問われており、当行を取巻く環境は大きく変化しております。

このような環境下、本年4月に「2021年度中期経営計画」をスタートさせました。新中期経営計画の開始にあたり、地域やお客さまに必要とされる価値を創出し、的確に届けていくこと、それらを当行グループ一体で実行すること、さらには新たな事業へチャレンジすることを目指し、「新たな価値を創造・提供し続ける企業グループ」を長期ビジョンとして掲げております。これまで取組みを進めてまいりました「Digital-Human-Digitalモデル」をさらに「深化・進化」させ、経営環境の変化に適応しながら、当行グループとしてのビジネスモデル変革に取り組んでいくことで、地域やお客さまの課題解決に努め、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

地域とともにあり地域に貢献し、地域が物心両面で充実することが当行の発展の源泉であることは不変であり、引き続き、「潤いと活力ある地域の明日を創る」という当行の使命を全うしてまいりますので、皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位 百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	5,099,609	5,247,121	5,265,664	5,983,164
定期性預金	2,089,472	2,090,907	2,035,332	2,063,018
その他	3,010,136	3,156,213	3,230,332	3,920,146
貸 出 金	4,292,668	4,550,809	4,756,637	4,999,333
個人向け	1,024,019	1,072,463	1,124,311	1,158,974
中小企業向け	2,128,703	2,273,605	2,402,691	2,569,841
その他	1,139,945	1,204,740	1,229,633	1,270,517
商品有価証券	465	349	727	649
有 価 証 券	1,810,035	1,573,300	1,707,613	1,890,539
国 債	581,416	444,402	335,009	188,537
地 方 債	245,235	252,660	266,319	290,331
その他	983,383	876,237	1,106,285	1,411,671
総 資 産	7,059,722	7,140,776	7,764,961	8,506,787
内国為替取扱高	33,964,934	35,109,595	36,483,573	34,214,172
外国為替取扱高	百万ドル 18,941	百万ドル 20,228	百万ドル 22,646	百万ドル 23,460
経 常 利 益	32,923	26,349	26,581	23,776
当 期 純 利 益	22,662	18,262	18,502	16,679
1株当たり当期純利益	円 銭 71 64	円 銭 57 71	円 銭 58 45	円 銭 52 67
信 託 財 産	676	621	580	517
信 託 報 酬	3	3	2	2

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

3. 連結業績の推移は、下記のとおりであります。

(単位 百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	120,985	126,286	126,506	124,817
経 常 利 益	36,099	28,658	29,413	26,172
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	23,639	18,527	18,922	18,088
包 括 利 益	41,229	6,339	29,249	82,678
純 資 産 額	646,304	648,327	671,848	741,240
総 資 産	7,096,633	7,165,655	7,795,554	8,550,739

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	2,913人
平 均 年 齢	38年 8月
平 均 勤 続 年 数	15年 7月
平 均 給 与 月 額	380千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

			当 年 度 末
愛	媛	県	116店 (うち出張所 7)
香	川	県	5 (ー)
高	知	県	1 (ー)
徳	島	県	1 (ー)
福	岡	県	2 (ー)
大	分	県	6 (ー)
山	口	県	1 (ー)
広	島	県	5 (ー)
岡	山	県	3 (ー)
兵	庫	県	2 (ー)
大	阪	府	3 (ー)
愛	知	県	1 (ー)
東	京	都	2 (ー)
国	内	計	148 (7)
シ	ン	ガ	ポ
ー	ル		1 (ー)
海	外	計	1 (ー)
合		計	149 (7)

- (注) 1. 上記のうち、16店舗 (うち出張所 3 店舗) は店舗内店舗による営業としております。
2. 上記のほか、インターネット支店を 1 店舗設置しております。
3. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末
海外駐在員事務所	2か所
店舗外現金自動設備	49,661か所

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備 (以下、コンビニ A T M という) 49,481か所を含んでおります。

- 当年度新設営業所
該当事項はありません。

- (注) 1. 当年度において、8店舗（うち出張所1店舗）を店舗内店舗として近隣店舗内に移転しております。
2. 当年度において、店舗外現金自動設備を5か所新設、36か所廃止いたしました（除く、コンビニATM）。

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設 備 投 資 の 総 額	7,498
---------------	-------

- 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額
八 幡 浜 支 店 改 修	472
余 戸 支 店 新 築	362
と み す 寮 新 築	251

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- イ 親会社の状況
該当事項はありません。

□ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
いよぎんリース株式会社	愛媛県松山市 大手町2丁目 5番地41	各種リース業務 融資業務	80百万円	45.00%	—
株式会社 いよぎんコンピュータ サービス	愛媛県松山市 高砂町2丁目 2番5号	情報処理受託業務 ソフトウェア開発業務	10百万円	50.00%	—
いよぎん保証株式会社	愛媛県松山市 三番町4丁目 12番地1	住宅ローン・消費者ローンの債務保証業務	30百万円	49.00%	—
いよぎんビジネス サービス株式会社	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	現金整理・精査業務 大口集金業務 現金自動設備の保守管理業務	10百万円	100.00%	—
いよぎんキャピタル 株式会社	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	株式・社債等への投資業務 投資ファンドの運営	320百万円	7.81%	—
株式会社 いよぎん地域経済研究 センター	愛媛県松山市 三番町5丁目 10番地1	産業・経済・金融に関する調査研究業務 経営相談業務 研修等の教育サービス業務	30百万円	15.00%	—
株式会社いよぎん ディーシーカード	愛媛県松山市 三番町4丁目 12番地1	クレジットカード業務 保証業務	50百万円	34.00%	—
四国アライアンス証券 株式会社	愛媛県松山市 三番町5丁目 10番地1	証券業務	3,000百万円	100.00%	—
株式会社いよぎん Challenge & Smile	愛媛県松山市 高砂町2丁目 2番5号	事務用品等の作成業務	10百万円	100.00%	—
いよベンチャー ファンド4号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	ベンチャー企業への投資業務	500百万円	—%	—
いよベンチャー ファンド5号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	ベンチャー企業への投資業務	500百万円	—%	—
いよベンチャー ファンド6号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	ベンチャー企業への投資業務	1,000百万円	—%	—
いよエバークリーン 6次産業化応援ファンド 投資事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	6次産業化事業体への投資業務	581百万円	—%	—

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
いよエバークリーン 農業応援ファンド 投資事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	農業法人への投資業務	194百万円	—%	—
いよエバークリーン 農業応援ファンド2号 投資事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	農業法人への投資業務	10百万円	—%	—
いよエバークリーン 事業承継応援ファンド 投資事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	事業承継先への投資業務	274百万円	—%	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結対象子会社は上記の重要な子会社等16社であり、持分法適用会社は該当ありません。なお、当連結会計年度の経常収益は124,817百万円（前年度比1,689百万円の減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は18,088百万円（前年度比834百万円の減少）となりました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）及び労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行及び株式会社滋賀銀行との間で、T S U B A S A アライアンスに関する基本合意書を締結しております。なお、2020年4月27日に株式会社琉球銀行、2020年12月11日に株式会社群馬銀行が新たに参加しております。

5. 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
大 塚 岩 男	代表取締役会長 (全般)	公益財団法人えひめ産業 振興財団 理事長 公益社団法人松山法人会 会長 一般社団法人愛媛県法人会 連合会 会長 松山商工会議所 会頭 愛媛県商工会議所連合会 会頭	
三 好 賢 治	代表取締役頭取 (全般、秘書室、東京事務 所、監査部担当)	一般社団法人愛媛県銀行 協会 会長	
高 田 健 司	代表取締役副頭取 (審査部、シップファイナ ンス部、個人ローンセン ター、企業コンサルティング部、融資管理室、不 動産調査室、お客さまサ ービス向上室担当)		
竹 内 哲 夫	専務取締役 C I O (総合企画部、広報 C S R 室、総務部、事務統括 部、システム部担当)	株式会社ダイキアクシス 取締役監査等委員	
河 野 治 広	常務取締役 (人事部、リスク統括部、 コンプライアンス統括部 担当)		
山 本 憲 世	常務取締役 営業本部長 (営業本部（営業戦略部、 コンサルティング営業 部、ダイレクト営業部、 地域創生部）、国際部、 資金証券部、市場営業室 担当)		
平 野 志 郎	取締役監査等委員（常勤）		(注) 1.
佐 伯 要	取締役監査等委員（社外）	株式会社伊予鉄グループ 取締役相談役 松山総合開発株式会社 代表取締役会長 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長	

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
市 川 武 志	取締役監査等委員（社外）	弁護士法人松山中央法律事務所 所長	(注) 2.
柳 澤 康 信	取締役監査等委員（社外）	学校法人加計学園 岡山理科大学 学長	
三 好 潤 子	取締役監査等委員（社外）	アビリティセンター株式会社 会長	
上 甲 啓 二	取締役監査等委員（社外）		

- (注) 1. 取締役監査等委員 平野志郎氏は、当行において財務経理部門長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 取締役監査等委員 市川武志氏は、弁護士の資格を有しております。
3. 上記のとおり、常勤の監査等委員を選定しております。その理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席や、会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
4. 元取締役頭取の森田浩治氏が、相談役の職に就いておりますが、元頭取としての経験・知識を生かし財界活動や公益的職務などの対外的な業務に従事するのみで、取締役会や常務会をはじめとした行内の会議に出席することもなく、経営には関与しておりません。相談役としての報酬を支払っておりますが、非取締役であることに鑑み、相応の報酬といたしております。

(参考)

当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当
森 岡 研 二	専務執行役員 営業本部 本部統括
藤 田 真 哉	常務執行役員 いよぎんリース株式会社社長
藤 田 康 二	常務執行役員 今治グループ長兼今治支店長兼近見支店長
伊 藤 眞 道	常務執行役員 シップファイナンス部長
長 田 浩	常務執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長
上 甲 圭治郎	常務執行役員 事務統括部長
仙 波 宏 久	常務執行役員 東京支店長兼市場営業室長
木 原 光 一	常務執行役員 営業戦略部長
近 田 和 也	執行役員 監査部長
土 居 慎 一	執行役員 コンプライアンス統括部長
菰 田 誠 志	執行役員 大阪支店長
久 米 良 樹	執行役員 新居浜グループ長兼新居浜支店長兼登道支店長
濱 口 俊 樹	執行役員 広島支店長
稲 田 保 実	執行役員 システム部長
藤 田 直 明	執行役員 資金証券部長
河 崎 徳 彦	執行役員 コンサルティング営業部長
徳 永 貴 司	執行役員 本店営業部長

(2) 会社役員に対する報酬等

A. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針（以下、「決定方針」という。）につきましては、2021年2月24日に代表取締役及び監査等委員である取締役で構成され、かつその過半数が独立社外取締役からなる任意の報酬諮問委員会である経営審議委員会に付議し、相当との意見を得て、同日開催の取締役会において決議いたしました。

(b) 決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、報酬と当行の業績及び株主利益の連動性を高めるため、基本報酬及び業績連動報酬等からなる金銭報酬ならびに非金銭報酬等によって構成し、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、報酬の種類ごとの割合は、報酬が個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績向上への動機付けとなるよう業績との連動性を確保しつつ、株主との価値共有を進め持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう適切に設定しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、その客観性及び透明性を確保するために、株主総会において決議された年間報酬限度額及び上限ポイント数の範囲内において、取締役頭取が個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬案を策定し、経営審議委員会による審議及び答申を経て、取締役会にて経営審議委員会の答申内容を尊重し、決議しております。

(c) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、経営審議委員会が報酬案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

B. 取締役の報酬等の総額等

(単位 百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	6名	248	164	24	58
監査等委員である取締役	6名	54	54	—	—

- (注) 1. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は当行単体の当期純利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、配当性向の算出にも用いられる総合的な収益力を表す指標であるためです。業績連動報酬等は、取締役会で定める取締役会給与支給基準に従い、当行単体の当期純利益を指標として決定した支給限度額に役位に応じた配分ポイントを乗じて、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金額を算定しています。なお、当事業年度を含む当行単体の当期純利益の推移は「1.当行の現況に関する事項(2)財産及び損益の状況」に記載のとおりです。
2. 非金銭報酬等は、信託を用いた株式報酬制度に基づき、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当行株式を取得し、当行が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与するポイント数に相当する数の当行株式が本信託を通じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して交付される株式報酬です。
3. 当行の役員の報酬等は、2015年6月26日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額330百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額85百万円以内と決議されております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は6名であります。
- また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、2018年6月28日開催の定時株主総会において、上記の報酬限度額とは別枠にて株式報酬制度を導入しております。株式報酬制度で設定する信託に拠出する上限金額は、信託期間3年間で600百万円と決議されております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。
4. 監査等委員である取締役の報酬は、監査・監督業務の職務の正当性を確保する観点から、基本報酬のみとしており、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等を勘案し、監査等委員の協議をもって決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
平 野 志 郎	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
佐 伯 要	
市 川 武 志	
柳 澤 康 信	
三 好 潤 子	
上 甲 啓 二	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

「会社法の一部を改正する法律」の施行日以降、新たに契約した役員等賠償責任保険(D & O保険)契約はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
取締役監査等委員 佐 伯 要	株式会社伊予鉄グループ 取締役相談役 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。) 松山総合開発株式会社 代表取締役会長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループは同社との間で施設利用等の取引関係があります。) 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループは同社との間で施設利用等の取引関係があります。)
取締役監査等委員 市 川 武 志	弁護士法人松山中央法律事務所 所長 (当行は同法人との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループは同法人との間で顧問契約を締結しております。)
取締役監査等委員 柳 澤 康 信	学校法人加計学園 岡山理科大学 学長 (当行は同法人との間で経常的な金融取引があります。)
取締役監査等委員 三 好 潤 子	アビリティセンター株式会社 会長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループは同社との間で人材派遣を行う等の取引関係があります。)
取締役監査等委員 上 甲 啓 二	該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
佐 伯 要	8年10か月	当期開催の取締役会14回のうち11回、監査等委員会15回のうち13回に出席	経営者として豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保及び経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことが期待されていたところ、当行取締役会における企業経営やガバナンス等の観点からの積極的な発言や、経営審議委員会の委員としての業務執行取締役の人事・報酬についての分析・検討等を通じて、業務執行の監査・監督を行っていただきました。
市 川 武 志	6年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	弁護士として豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保及び経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことが期待されていたところ、当行取締役会における法令等遵守等の観点からの積極的な発言や、経営審議委員会の委員としての業務執行取締役の人事・報酬についての分析・検討等を通じて、業務執行の監査・監督を行っていただきました。
柳 澤 康 信	5年10か月	当期開催の取締役会14回のうち12回、監査等委員会15回のうち13回に出席	学識経験者として豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保及び経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことが期待されていたところ、当行取締役会の中期経営計画策定に係るカルチャーコード制定の審議等における当該観点からの積極的な発言や、経営審議委員会の委員としての業務執行取締役の人事・報酬についての分析・検討等を通じて、業務執行の監査・監督を行っていただきました。

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
三 好 潤 子	4年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	人材派遣業の女性創業経営者として豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保及び経営の監視・監督の見地から適切な提言や、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進等に対して大きく貢献していただくことが期待されていたところ、当行取締役会の中期経営計画策定に係る営業推進や人材育成面の審議等における当該観点からの積極的な発言や、経営審議委員会の委員としての業務執行取締役の人事・報酬についての分析・検討等を通じて、業務執行の監査・監督を行っていただきました。
上 甲 啓 二	1年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	行政分野における豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保及び経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことが期待されていたところ、当行取締役会の地方創生や中期経営計画策定に係るデジタル化推進の審議等における当該観点からの積極的な発言や、経営審議委員会の委員としての業務執行取締役の人事・報酬についての分析・検討等を通じて、業務執行の監査・監督を行っていただきました。

(注) 上記取締役会等の他、経営審議委員会（年4回開催）、アドバイザリー・ボード（年1回開催）、経営計画会議（年4回開催）、総支店長会議（年2回開催）、内部監査報告会（年11回開催）、コンプライアンス会議（年15回開催）等の重要会議に適宜出席し、必要に応じ発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位 百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	31	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数 600,000千株
 発行済株式の総数 323,775千株
 (注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 25,510名

(3) 大 株 主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	47,790 ^{千株}	15.07 [%]
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	18,985	5.99
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	8,878	2.80
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	8,867	2.79
大 王 海 運 株 式 会 社	6,000	1.89
住 友 林 業 株 式 会 社	5,911	1.86
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	5,415	1.70
伊 予 銀 行 従 業 員 持 株 会	4,884	1.54
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	4,293	1.35
日 亜 化 学 工 業 株 式 会 社	3,830	1.20

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式(6,857,078株)を控除して計算しております。
 4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は2020年7月27日にJTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更されております。
 5. 株式会社日本カストディ銀行の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は47,790千株であります。
 なお、その内訳は、信託口40,235千株、退職給付信託口6,299千株、年金信託口205千株、年金特金口169千株、証券投資信託口879千株であります。
 6. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は18,985千株であります。
 なお、その内訳は、信託口18,285千株、退職給付信託口700千株であります。
 7. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は2020年4月1日に損害保険ジャパン株式会社に商号変更されております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を 受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	1名	普通株式 11,800株

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 松 山 和 弘 指定有限責任社員 奥 田 賢 指定有限責任社員 小 池 亮 介	76	(注) 2. 3.

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額87百万円
当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法
に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんの
で、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、リスク
管理態勢高度化に係る助言業務等についての対価を支払っております。
3. 監査等委員会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人から必要な情報を入手しかつ
報告を受け、過年度の職務遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の会計監査計画
の内容及び報酬見積の算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、
これらについて、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社
法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定
めるいずれかに該当すると認められる場合には、必要に応じて、
監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の職務の執行状況や当行の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

そのため、監査等委員会は、監査等委員会が定める「会計監査人の評価実施基準」に則り、会計監査人の評価を実施いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、業績や経営環境を勘案して、安定的な配当を継続するとともに、銀行の公共的使命を念頭に置き、内部留保による財務体質の強化を図ることで経営基盤の確保に努めていくことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき7円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき7円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき14円となりました。

第118期 (2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで) 損益計算書

(単位 百万円)

科 目						金 額
経常収益	資 金 運 用 収 益					104,428
貸出金利	貸 出 金 利 収 益					75,712
有価証券利息	有 価 証 券 利 息 配 当 金					49,654
買現先利	買 現 先 金 利 収 益					25,176
預け金の受入利息	預 け 金 の 受 入 利 息					△160
その他の受入利息	そ の 他 の 受 入 利 息					655
信託報酬	信 託 報 酬					386
役務取引等収益	役 務 取 引 等 収 益					2
受入為替手数料	受 入 為 替 手 数 料					12,661
その他の役務収益	そ の 他 の 役 務 収 益					3,648
その他の業務収益	そ の 他 の 業 務 収 益					9,012
外国為替売買益	外 国 為 替 売 買 益					11,321
外国債等債券売却益	外 国 債 等 債 券 売 却 益					2,616
国債等債券償還益	国 債 等 債 券 償 還 益					8,250
金融派生の商品収益	金 融 派 生 の 商 品 収 益					25
その他の業務収益	そ の 他 の 業 務 収 益					429
その他の経常収益	そ の 他 の 経 常 収 益					0
償却債権取立益	償 却 債 権 取 立 益					4,729
株式等売却益	株 式 等 売 却 益					610
金銭の信託運用益	金 銭 の 信 託 運 用 益					2,762
その他の経常収益	そ の 他 の 経 常 収 益					28
						1,327

(単位 百万円)

科 目							金 額
経 常 費 用	資 金 調 達 費 用						80,651
預 金 利 息							4,358
預 讓 渡 性 預 金 利 息							1,650
コ ー ル マ ネ ー 利 息							73
売 現 先 利 息							△32
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息							187
借 用 金 利 息							12
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息							988
そ の 他 の 支 払 利 息							1,424
役 務 取 引 等 費 用							53
支 払 為 替 手 数 料							6,462
そ の 他 の 役 務 費 用							1,166
そ の 他 の 業 務 費 用							5,296
商 品 有 価 証 券 売 買 損							5,767
国 債 等 債 券 売 却 損							7
営 業 経 常 費 用							5,760
そ の 他 の 経 常 費 用							49,370
貸 倒 引 当 金 繰 入 額							14,693
貸 出 金 償 却 損							12,603
株 式 等 売 却 損							0
株 式 等 償 却 損							1,529
金 銭 の 信 託 運 用 損							10
そ の 他 の 経 常 費 用							14
							534
経 常 利 益							23,776
特 別 資 産 処 分 益							34
特 別 資 産 処 分 損							407
固 定 資 産 減 損							207
税 引 前 当 期 純 利 益							200
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税							23,404
法 人 税 等 調 整 額							8,093
法 人 税 等 純 利 益							△1,368
当 期 純 利 益							6,725
							16,679

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第118期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	1,415,522	預 金	5,963,676
買 入 金 銭 債 権	6,834	譲 渡 性 預 金	531,969
商 品 有 価 証 券	649	コールマネー及び売渡手形	61,624
金 銭 の 信 託	6,427	売 現 先 勘 定	199,289
有 価 証 券	1,897,768	債券貸借取引受入担保金	91,604
貸 出 金	4,975,984	借 用 金	743,645
外 国 為 替	8,596	外 国 為 替	266
リース債権及びリース投資資産	31,680	信 託 勘 定 借	5
そ の 他 資 産	100,097	そ の 他 負 債	76,058
有 形 固 定 資 産	72,991	賞 与 引 当 金	1,785
建 物	17,663	退 職 給 付 に 係 る 負 債	11,326
土 地	49,086	睡眠預金払戻損失引当金	1,652
リ ー ス 資 産	1,657	偶 発 損 失 引 当 金	703
建 設 仮 勘 定	134	株 式 報 酬 引 当 金	289
その他の有形固定資産	4,450	特 別 法 上 の 引 当 金	3
無 形 固 定 資 産	9,035	繰 延 税 金 負 債	87,228
ソ フ ト ウ ェ ア	6,205	再評価に係る繰延税金負債	9,573
その他の無形固定資産	2,830	支 払 承 諾	28,796
退 職 給 付 に 係 る 資 産	33,201	負 債 の 部 合 計	7,809,498
繰 延 税 金 資 産	195	(純資産の部)	
支 払 承 諾 見 返	28,796	資 本 金	20,948
貸 倒 引 当 金	△37,043	資 本 剰 余 金	20,352
資 産 の 部 合 計	8,550,739	利 益 剰 余 金	446,871
		自 己 株 式	△5,045
		株 主 資 本 合 計	483,127
		その他有価証券評価差額金	222,338
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△374
		土 地 再 評 価 差 額 金	19,178
		退職給付に係る調整累計額	8,279
		その他の包括利益累計額合計	249,421
		新 株 予 約 権	273
		非 支 配 株 主 持 分	8,418
		純 資 産 の 部 合 計	741,240
		負債及び純資産の部合計	8,550,739

第118期 (2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで) 連結損益計算書

(単位 百万円)

科 目		金 額
経常	益	124,817
資	金	75,992
貸有買預そ	出証現の	49,572
	債の	25,530
	の	△160
	の	655
	の	394
信	務の	2
役	の	14,318
そ	の	29,882
	の	4,620
	の	614
	の	4,006
経常	費用	98,644
資	金	4,376
預讓	渡	1,649
コー	ルマ	73
売	現	△32
債	券	187
借	の	12
そ	の	1,006
	の	1,479
役	務の	5,319
そ	の	21,308
	の	51,909
	の	15,731
	の	12,904
	の	2,826
経常	費用	26,172
特	別	34
特	別	407
	の	206
	の	200
	の	0
税	金	25,799
法	人	8,845
法	人	△1,295
法	人	7,549
当	期	18,250
非	支	162
親	会	18,088

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 伊 予 銀 行
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 山 和 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 池 亮 介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社伊予銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 伊 予 銀 行
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 山 和 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 池 亮 介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社伊予銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社伊予銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその整備および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の監査部その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社 伊予銀行 監査等委員会

監査等委員 平 野 志 郎 ㊞

監査等委員 佐 伯 要 ㊞

監査等委員 市 川 武 志 ㊞

監査等委員 柳 澤 康 信 ㊞

監査等委員 三 好 潤 子 ㊞

監査等委員 上 甲 啓 二 ㊞

(注) 監査等委員 佐伯 要氏、市川武志氏、柳澤康信氏、三好潤子氏、上甲啓二氏は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内略図

会場

伊予銀行本店 4階ホール
松山市南堀端町1番地



(お願い)

- 株主さまへのお土産はご用意しておりません。
- 駐車場の用意はいたしておりませんので、誠に申し訳ありませんが、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。